

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の指定解除予定の通知 (京都府林務事務所)	303
○公共測量の終了 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (山城北土木事務所、中丹東土木事務所、中丹西土木事務所、丹後土木事務所)	〃
○道路の供用開始 (山城北土木事務所、中丹西土木事務所)	305
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出 (山城広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知の公告 ()	306

○土地区画整理組合の設立認可 (都市計画課)	306
府 議 会	
○府議会臨時会の開閉	〃
○常任委員会委員の選任	〃
○議会運営委員会委員及び委員長の選任	307
○特別委員会委員の辞任及び選任	〃
教 育 委 員 会	
○一般競争入札の実施	308
正 誤	
○令和8年3月31日付け京都府公報号外第18号中	311

告 示

京都府告示第297号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 解除予定保安林の所在場所
京都市右京区京北周山町大山24の9(次の図に示す部分に限る。)、24の12
- 指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を京都府京都府林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその図面を閲覧することができる。)

京都府告示第298号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和7年京都府告示第98号)が令和8年3月31日終了した旨測量計画機関の長である京田辺市長から通知があった。

令和8年5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京田辺市大住、薪、田辺、河原、東及び草内地内

京都府告示第299号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年5月29日から令和8年6月12日まで縦覧に供する。

令和 8 年 5 月 29 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 弥栄本庄線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
与謝郡伊根町字本庄上小字船原421から 与謝郡伊根町字本庄上小字仲竹1020の5地先を経て 与謝郡伊根町字本庄上小字毘沙門下1018地先まで	前	最小 10.3 最大 12.1	109.0	工事に伴う仮設道の廃止
与謝郡伊根町字本庄上小字船原421から 与謝郡伊根町字本庄上小字毘沙門下1019の2地先を経て 与謝郡伊根町字本庄上小字毘沙門下1018地先まで		最小 6.3 最大 13.0		
与謝郡伊根町字本庄上小字船原421から 与謝郡伊根町字本庄上小字毘沙門下1019の2地先を経て 与謝郡伊根町字本庄上小字毘沙門下1018地先まで	後	最小 6.3 最大 13.0	96.0	

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 志高西舞鶴線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
舞鶴市字志高小字石橋662の1から 舞鶴市字志高小字タチ797の2まで	前	最小 1.0 最大 11.2	99.4	旧道の区域の廃止 廃道 延長99.4m
舞鶴市字志高小字馬場818の1から 舞鶴市字志高小字タチ797の2まで		最小 11.6 最大 48.8		
舞鶴市字志高小字馬場818の1から 舞鶴市字志高小字タチ797の2まで	後	最小 11.6 最大 48.8	233.8	幅員 最小 1.0m 最大11.2m 期日 告示日に同じ。

- (4) 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道

- (2) 路線名 寺田水主線

- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田大畔135の7から 城陽市寺田大畔136の4まで	前	最小 10.8 最大 12.4	104.2
	後	最小 11.2 最大 18.9	

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 4(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 山城総合運動公園城陽線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
城陽市寺田南中芝41の1から 城陽市富野池ノ内13の2まで	前	最小 14.0 最大 36.7	282.4
	後	最小 31.0 最大 69.5	
城陽市富野池ノ内13の2から 城陽市寺田丁子口2の13を経て 城陽市富野小樋尻28の1まで	前	最小 11.3 最大 14.0	417.7
城陽市富野池ノ内13の2から 城陽市寺田丁子口2の13を経て 城陽市富野小樋尻28の1まで	後	最小 11.3 最大 14.0	417.7
城陽市富野池ノ内13の2から 城陽市富野新見田46の1を経て 城陽市富野小樋尻28の1まで		最小 9.2 最大 34.3	418.7

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 5(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 綾部大江線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福知山市大江町市原谷小字藪ノ谷173の1から 福知山市大江町市原谷小字大坂378の1まで	前	最小 3.6 最大 6.9	104.0
	後	最小 6.5 最大 8.8	
福知山市大江町市原谷小字大坂381地先から	前	最小 3.7 最大 9.2	

福知山市大江町二箇小字中谷783の1地先まで	後	最小 7.9 最大 9.2	174.2
福知山市大江町二箇小字田中2568の1から	前	最小 4.0 最大 9.4	
福知山市大江町二箇小字田中2564の1まで	後	最小 7.0 最大 11.6	

(4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年5月29日から令和8年6月12日まで縦覧に供する。

令和8年5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 山城総合運動公園城陽線
- (3) 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
城陽市寺田南中芝41の1から 城陽市富野池ノ内13の2まで	令和8年5月31日
城陽市富野池ノ内13の2から 城陽市富野小樋尻28の1まで	

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 綾部大江線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
福知山市大江町市原谷小字藪ノ谷173の1から 福知山市大江町市原谷小字大坂378の1まで	令和8年5月29日
福知山市大江町市原谷小字大坂381地先から 福知山市大江町二箇小字中谷783の1地先まで	

福知山市大江町二箇小字田中2568の1から 福知山市大江町二箇小字田中2564の1まで	
--	--

(4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年5月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 平和堂大久保店
城陽市平川室木38番2ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社平和堂
彦根市西今町1番地
代表取締役 平松 正嗣
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年1月2日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,805平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項（アからエまでの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり）
ア 駐車場の収容台数
160台
イ 駐輪場の収容台数
109台
ウ 荷さばき施設の面積
108.0平方メートル

- エ 廃棄物等の保管施設の容量
22.3立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(ウの位置については、縦覧に供する書類に示すとおり)
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 2 届出年月日
令和8年5月1日
- 3 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間
令和8年5月29日から令和8年9月29日まで
- 5 意見書の提出先
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通知の内容を笠置町役場に掲示し、その要旨を次のとおり公告する。

令和8年5月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名
大阪市東成区大今里本町一丁目163番地
徳山 新一郎
- 2 通知の要旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定された目的及び指定施業要件については、令和8年京都府告示第233号による。



土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、久御山町新市街地（みなくるタウン）第1期土地区画整理組合の設立を次のとおり認可した。

令和8年5月29日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 組合の名称
久御山町新市街地（みなくるタウン）第1期土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
令和8年5月29日から令和14年3月31日まで
- 3 施行地区
久世郡久御山町市田新珠城及び林北畑の各一部
- 4 事務所の所在地
久世郡久御山町佐古外屋敷74番地1
- 5 設立認可の年月日
令和8年5月29日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
1の組合の事務所の掲示板及び久御山町役場の掲示板に掲示して行う。

府 議 会

- 1 府議会臨時会の開閉
令和8年5月13日に招集された5月府議会臨時会は、令和8年5月18日閉会した。
- 2 常任委員会委員の選任
令和8年5月18日常任委員会委員を次のとおり選任した（委員長及び副委員長は、委員の互選による。）。

総務・警察常任委員会
委員長 池田正義
副委員長 古林良崇
〃 北岡千はる
委員 近藤永太郎
〃 石田宗久
〃 荒巻隆三
〃 青木義照
〃 西山龍夫
〃 西條利洋
〃 森吉治
〃 田中美貴子
〃 小鍛治義広

危機管理・健康福祉常任委員会

委員長 林正樹
副委員長 田島祥充
〃 小巻久美

委員 秋田公 司
 〃 宮下友紀子
 〃 森口亨
 〃 種清喜之
 〃 筆保祥一
 〃 楠岡誠広
 〃 島田敬子
 〃 田中富士子
 〃 相原佳代子

文化生活・教育常任委員会

委員長 家元 優
 副委員長 大澤 彰久
 〃 田中 英夫
 委員 磯野 勝
 〃 瀧脇 正明
 〃 西村 由貴子
 〃 上倉 淑敬
 〃 竹内 紗耶
 〃 浜田 良之
 〃 成宮 真理子
 〃 増田 大輔
 〃 池田 輝彦

政策環境建設常任委員会

委員長 中村 正孝
 副委員長 津田 裕也
 〃 大河内 章
 委員 渡辺 邦子
 〃 兎本 和久
 〃 藤山 裕紀子
 〃 岡本 和徳
 〃 畑本 久仁枝
 〃 畑本 義允
 〃 馬場 紘平
 〃 水谷 修舞
 〃 小原 舞

農商工労働常任委員会

委員長 中島 武文
 副委員長 武田 光樹
 〃 田中 健志
 委員 片山 誠治
 〃 能勢 昌博
 〃 奥村 文浩
 〃 北川 剛司
 〃 田中 志歩
 〃 光永 敦彦
 〃 迫 祐仁
 〃 山口 勝樹
 〃 梶原 英樹

3 議会運営委員会委員及び委員長の選任

令和8年5月18日議会運営委員会委員及び委員長を次のとおり選任した（理事は、委員会における選任による。）。

議会運営委員会

委員長 中村 正孝
 理事 磯野 勝
 〃 北川 剛司
 〃 光永 敦彦
 〃 小原 舞
 〃 小鍛治 義広
 委員 池田 正義
 〃 中島 武文
 〃 森口 亨
 〃 田島 祥充
 〃 武田 光樹
 〃 筆保 祥一
 〃 田中 志歩
 〃 成宮 真理子
 〃 田中 健志
 〃 池田 輝彦

4 特別委員会委員の辞任及び選任

令和8年5月18日特別委員会委員の辞任を許可し、新委員を次のとおり選任した（委員長及び副委員長は、委員の互選による。）。

安心・安全な暮らしに関する特別委員会

委員長 岡本 和徳
 副委員長 能勢 昌博
 〃 田中 美貴子
 委員 石田 宗久
 〃 中村 正孝
 〃 大澤 彰久
 〃 奥村 文浩
 〃 畑本 義允
 〃 西山 龍夫
 〃 筆保 祥一
 〃 成宮 真理子
 〃 大河内 章

子育て環境の充実にに関する特別委員会

委員長 森口 亨
 副委員長 磯野 勝
 〃 武田 光樹
 委員 秋田 公司
 〃 種清 喜之
 〃 西村 由貴子
 〃 楠岡 誠広
 〃 西條 利洋
 〃 浜田 良之
 〃 馬場 紘平
 〃 田中 健志
 〃 林 正樹

魅力ある地域づくりにに関する特別委員会

委員長 宮下 友紀子
 副委員長 藤山 裕紀子
 〃 山口 勝
 委員 田中 英夫
 〃 田島 祥充

委員 小 卷 久 美
 〃 田 中 志 歩
 〃 竹 内 紗 耶
 〃 森 吉 治
 〃 田 中 富士子
 〃 相 原 佳代子
 〃 梶 原 英 樹

新技術と社会づくりに関する特別委員会

委員長 青 木 義 照

副委員長 渡 辺 邦 子

〃 池 田 輝 彦

委員 近 藤 永太郎

〃 池 田 正 義

〃 中 島 武 文

〃 北 岡 千はる

〃 北 川 剛 司

〃 光 永 敦 彦

〃 水 谷 修

〃 増 田 大 輔

文化力と価値創造に関する特別委員会

委員長 小 原 舞

副委員長 瀧 脇 正 明

〃 片 山 誠 治

委員 家 元 優

〃 古 林 良 崇

〃 津 田 裕 也

〃 上 倉 淑 敬

〃 畑 本 久仁枝

〃 島 田 敬 子

〃 迫 祐 仁

〃 小鍛治 義 広

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が本府にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（総合評価競争入札）により行う。

また、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年5月29日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和8年度京都府立図書館システム整備及び機器賃貸借等業務 一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 履行場所

仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町71番地

京都府立図書館企画総務部企画調整課

電話番号 (075) 762-4655

ファクシミリ番号 (075) 762-4653

電子メール (tosyokan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月24日（水）まで

イ 入手方法

原則として、アの期間に、京都府立図書館ホームページ（<https://www.library.pref.kyoto.jp/>）からダウンロードすること。ただし、ネットワーク関連資料については、直接交付するので、アの期間（月曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時までの間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。ネットワーク関連資料以外の資料について直接交付を希望する場合も、同様とする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

令和8年6月5日（金）午後2時から

イ 場所

京都府立図書館3階マルチメディアインテグレーション室

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和8年京都府告示第2号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。

ア 大分類「情報システム開発等」—小分類「システム分析・開発」

イ 大分類「情報システム開発等」—小分類「シス

テム運用・管理」

ウ 大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 直前5営業年度以内に、国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と締結した、ネットワークを介してサーバと接続するパーソナルコンピュータ等の情報機器の販売、設置・設定及び保守・修理を含む賃貸借等の契約の履行実績を有する者で、この業務を確実に履行することができるものと認められるものであること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び契約実績を記載した実績調書（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても確認申請書等を受け付けるが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

2の(1)に示す場所に持参又は郵送をすること。持参の場合は、2の(2)のアの期間（月曜日を除く。）の午前9時30分から午後5時までの間に提出すること。郵送の場合は、書留郵便により(1)の提出期間内に必着のこと。

(4) 添付書類

確認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ア 3の(2)に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 直前5営業年度の同種の業務に係る実績一覧

ウ 取引使用印鑑届

エ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状

(5) 資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(7) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることが

できる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

(イ) 申請書等は原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年6月12日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 質問の受付・回答

入札者は、入札説明書、仕様書その他添付書類（以下「入札説明書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等に疑義がある場合は、質問書により説明を求めることができる。ただし、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

入札説明書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問書

ア 受付期間

令和8年6月16日（火）午後5時まで（必着）

イ 質問方法

持参のほか、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより2の(1)の組織に提出すること。

ウ 質問様式等

様式は自由とするが、次に掲げる事項に留意して記載すること。

(ア) 件名は「令和8年度京都府立図書館システム整備及び機器賃貸借等業務 一式に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(ウ) 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(エ) 質問に係る書類名及び該当部分を明示すること。

(2) 回答書

ア 回答日時

令和8年6月19日（金）までに回答する。

イ 回答方法

回答書は、京都府立図書館ホームページ（<https://www.library.pref.kyoto.jp/>）に掲示し、個別には回答しない。

ウ 質問書及び回答書は、仕様書の一部として入札条件になる。

エ 質問書及び回答書の提出・交付に応じなかった

者でも、その内容について全て承知した者であるとして入札を行う。

6 企画提案書の提出方法等

(1) 提出方法

2の(1)に示す場所に持参又は郵送すること。持参の場合は、(2)の提出期限までの間（月曜日及び令和8年6月25日を除く。）の午前9時30分から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

(2) 提出期限

令和8年7月2日（木）午後5時

(3) 様式及び提出書類

提出する企画提案書の作成方法は、入札説明書等による。真に必要な場合を除き、個人情報や、これらを類推することができるような事項を記載しないこと。

ア 企画提案書の著作権は、申請者に帰属する。

イ 企画提案書に含まれる著作権、特許権等日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用したことにより、生じた責任は、申請者が負う。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年7月10日（金）午前11時

イ 場所

2の(3)のイに同じ。

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年7月9日（木）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、(1)のイの場所に入札書を提出するまでは、入札を辞退することができる。この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を2の(1)の組織に郵送又は持参により提出すること。

(4) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「令和8年度京都府立図書館システム整備及び機器賃貸借等業務 一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とす

るので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、この入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(6) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、ウにより、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わない。

イ 再度入札は、1回限りとする。

ウ 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

(ア) 当初入札において不着又は辞退となった者

(イ) 当初入札において無効又は失格の入札をした者

(7) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

エ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札をした者のした入札

オ 落札者決定基準の失格基準に該当する者のした入札

(8) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者（落札者決定基準の失格基準に該当する者を除く。）であって、落札者決定基準に定める評価方法により算出された技術評価点及び価格評価点を合計した評価値が最も高いものを落札者とする。ただし、評価値が最も高いものが2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札

決定を取り消すことがある。

(9) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 契約書作成の要否
要する。

8 入札保証金
免除する。

9 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他
(1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
(2) 落札者決定基準の詳細は、入札説明書に記載の別紙「令和8年度京都府立図書館システム整備及び機器賃貸借等業務落札者決定基準」による。
(3) 企画提案書の評価内容が、落札者の責めにより満足できないと認められ、再度の遂行が困難であるとき又は合理的でないときは、双方の協議により違約金を徴収する。
(4) 詳細は、入札説明書による。
(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12 Summary
(1) Nature and quantity of the services to be required:
Development of the Kyoto Prefectural Library System and equipment leasing services for fiscal year 2026
(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:
5:00 p.m. on Wednesday, June 24, 2026
(3) Deadline for tender by mail:
Thursday, July 9, 2026
(4) Bid opening:
11:00 a.m. on Friday, July 10, 2026
Multimedia Integration Room, 3rd Floor, Kyoto Prefectural Library
71 Okazaki Seishoji-cho, Sakyo-ku, Kyoto, 606-8343, Japan
(5) Contact point for the notice:
Planning and Coordination Section, Planning and General Affairs Department, Kyoto Prefectural

Library
71 Okazaki Seishoji-cho, Sakyo-ku, Kyoto, 606-8343, Japan
TEL (075) 762-4655
FAX (075) 762-4653
E-mail (tosyokan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp)

正 誤

令和8年3月31日付け京都府公報号外第18号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
12	左	下から11	第2条第2項第17号イ	第2条第12項第1号イ